

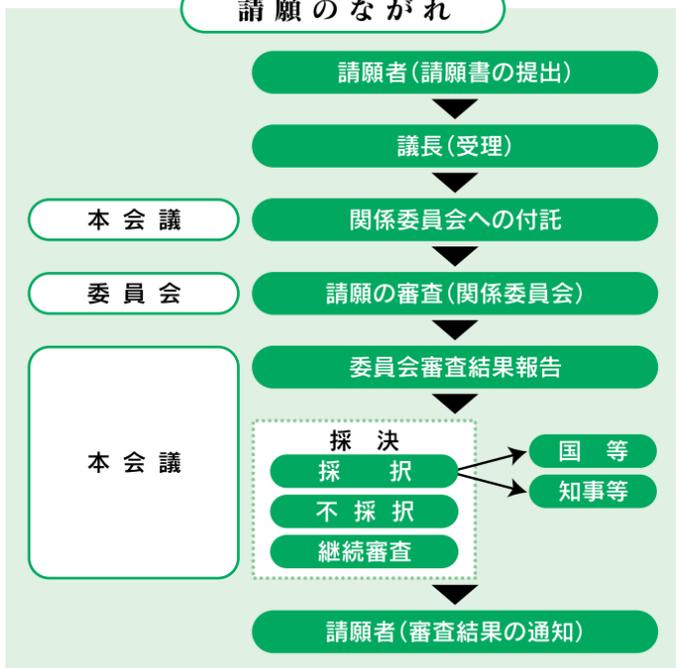
県議会について

③ 請願と陳情

請願とは？

県議会に対し、住民の方々が要望や意見を述べる制度で、県議会議員の紹介を必要とします。請願は、委員会での審査後、本会議において採決され、採択、不採択、あるいは継続審査の決定を行います。なお、採択された請願は必要に応じて、国等に意見書を提出したり、知事等に対して、その処理経過及び結果の報告を求めるなど、要望や意見の実現に向けて処理します。

請願のながれ



■請願書の提出のしかた

請願書は、下記の様式により、要旨、理由、提出年月日、請願者の住所を記載し、署名又は記名押印のうえ、県議会議員（1人以上）の紹介を経て、議長あてに提出してください。

なお、請願は、定例会（2月、6月、9月、12月）で関係委員会に付託審査されますので、締切日を確認のうえ、提出してください。

<p>表紙（請願）</p> <p>…に関する請願</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>紹介議員</p> <p>氏 名</p> <p>(署名又は記名押印)</p>	<p>本文（請願、陳情）</p> <p>…に関する請願（陳情）</p> <p>1 要旨</p> <p>2 理由</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>福岡県議会議長 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名(代表者名)</p> <p>(署名又は記名押印)</p>
---	--

陳情とは？

請願と同様に、県議会に対し、住民の方々が要望や意見を述べる制度ですが、県議会議員の紹介を必要としません。陳情は、本会議での採決は行いませんが、住民の方々の要望や意見を県の政策に反映させるため、関係の委員会に回付され、必要に応じて質疑が行われます。

陳情のながれ



■陳情書の提出のしかた

陳情書は、上記請願書と同様の必要事項（ただし、県議会議員の紹介は必要ありません。）を記載し、議長あてに提出してください。

なお、陳情については、締切日は特にありませんが、委員会の開催日程等により、委員会回付までに時間を要することがあります。

※請願・陳情についてのお問い合わせ先
議会事務局議事課 電話(092)643-3828

④ 傍 聴

県議会の会議は公開を原則としていますので、会議中はいつでも傍聴できます。傍聴を希望される方には傍聴券を交付しています。定例会などの本会議や委員会の傍聴券は、開会1時間前から議会棟1階の玄関ホールで先着順に交付しています。

議場の傍聴席には、車椅子用のスペースを設けています。

また、手話通訳が必要な場合は、5日前までに議会事務局総務課までご連絡ください。

電話(092)643-3823
FAX(092)643-3825



⑤ 見 学

県議会では、小中学生の社会科見学や地域団体・グループの方々などの施設見学を受け入れています。

係員が議場などに案内し、議会の仕組みや施設の説明を行います。見学の所要時間は20分程度です。

なお、議会会期中は見学ができません。

(申込方法) 事前に議会事務局総務課へお申し込みください。
電話(092)643-3823
行政棟と議会棟の両方を見学されたい場合は、
県民情報広報課へお申し込みください。
電話(092)643-3103

⑥ 交通案内

■公共交通機関利用

- JR九州(鹿児島本線) 吉塚駅より……………徒歩10分
- 福岡市営地下鉄(箱崎線) 千代県庁口より……………徒歩 5分
- 西鉄バス 県庁前バス停より……………徒歩 5分

